

南相馬市スポーツ合宿支援事業実施要綱

令和5年7月3日

告示第152号

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツを通じた交流人口の拡大及び地域の活性化、本市のさらなるスポーツの推進を図るため、市内のスポーツ施設等及び宿泊施設を利用して合宿を実施する団体に対し、予算の範囲内において宿泊費用の一部を助成することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 団体 選手及び指導者等(監督、コーチ、マネージャー、役員等)を含む複数の者で構成する部、クラブ及びサークル等
- (2) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者が宿泊営業を営む施設で、次に掲げる市内の宿泊施設
 - ア 南相馬市旅館ホテル組合に加盟する宿泊施設
 - イ 農家民宿かあちゃんの会に加盟する宿泊施設
 - ウ その他市長が認めるもの
- (3) 合宿 県内外の団体が、市内のスポーツ施設等及び宿泊施設を利用してスポーツ活動等の練習を行うもの
- (4) スポーツ交流等 団体がスポーツ合宿の活動とは別に、市内の小中学校の児童生徒及び市民(以下「市民等」という。)を対象に参加者5名以上の交流試合や講習会などを実施する事業
- (5) 延べ宿泊者数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた人数

(助成対象者)

第3条 この告示において助成の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市外の団体がスポーツ合宿により、市内のスポーツ施設等及び宿泊施設を利用し、かつ、延べ宿泊者数が10人以上であること。
 - (2) 助成金の受領を宿泊施設に委任する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。
- (1) 本市及び市内スポーツ団体から類似する他の補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするものと認められるもの
 - (3) 営利を目的とするもの
 - (4) 公序良俗に反する等助成対象として適当でないと認められたもの

(助成額等)

第4条 助成額は別表に掲げる区分に応じて交付する。

2 助成は、助成対象者又は助成対象者の代表者に対しスポーツ合宿支援事業助成券（様式第1号。以下「助成券」という。）を交付し、助成金の受領の委任を受けた宿泊施設へ費用を支払う方法で実施する。

3 宿泊時における飲食料金その他の宿泊に付随して受けたサービス料金は、当該サービスを受けた者の負担とする。

（申請）

第5条 助成券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿泊を希望する14日前までにスポーツ合宿支援事業助成券交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体の代表者の身分を証する書類

(2) スポーツ交流等を行う場合、スポーツ交流等計画書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（通知及び助成券の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、助成券の交付を決定し、スポーツ合宿支援事業助成券交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成券の交付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、助成券を交付する。

3 助成券は、原則として再発行しない。

（内容の変更）

第7条 利用者は、助成券に記載された内容を変更しようとするときは、申請書を市長に再度提出しなければならない。

2 前項の申請に係る審査の結果の通知及び変更後の助成券の交付については、前条の規定を準用する。

（助成券の効力等）

第8条 助成券は、助成券に記載された期間中に限り、効力を有する。

2 助成券に記載された内容に変更が生じた助成券及び助成券に記載された宿泊期間内に利用しなかった助成券は、無効とする。

（助成券の利用方法等）

第9条 利用者は、宿泊する当日、宿泊する宿泊施設に助成券を提出し、宿泊施設が定める宿泊の手続をしなければならない。

2 宿泊費と助成額との差額については、利用者が負担するものとする。

（目的外利用等の禁止）

第10条 利用者は、合宿以外の目的で助成券を利用し、又は第三者に助成券を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（取消し及び返還）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対し、助成券の交付決定を取り消し、助成券を利用していた場合は、助成券相当の金額を請求す

ることができる。

- (1) 助成券を不正に使用し、又は他の目的に使用したとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が不当と認めたとき。

(実績報告)

第12条 利用者は、市内での合宿が終了したときは、速やかにスポーツ合宿支援事業活動報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 合宿の実施状況が分かる写真
- (2) 合宿の参加者名簿
- (3) スポーツ交流等を行った場合は、スポーツ交流等実績書(様式第6号)、スポーツ交流等の実施状況が分かる写真及び参加者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(請求)

第13条 宿泊施設は、毎月初日から当月末日までに受領した助成券を集計し、翌月の20日までにスポーツ合宿支援事業請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)に当該助成券を添付し、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書の内容を審査し、当該請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続、その他の行為については、手続、その他の行為の完了の日まで、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

合宿内容	助成額	助成上限額
市外の団体が市内に宿泊して行う合宿の期間中に、市民等を対象としたスポーツ交流等を団体として開催した場合	延べ宿泊者数に3,000円を乗じて得た額	30万円
市外の団体が市内に宿泊して行う合宿	延べ宿泊者数に2,000円を乗じて得た額	20万円

備考 延べ宿泊者数は、いずれも10人以上であること。